平成２８年（フ）第１０号
京都市伏見区納所下野１番地　ＵＲ団地１棟108号、破産手続開始決定時の住所京都府八幡市八幡長町３番地の18
破産者　三國由紀子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
京都市右京区西京極午塚町101番地　パルメデール２Ｆ、前住所京都市右京区西京極畔勝町54番地の１　西京極ガーデンハイツ730
破産者　井筒　俊彦
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６５号
京都市東山区大和大路通七条下る３丁目七軒町575番地　ネオコーポ東山703号
破産者　黒岩　裕己
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
兵庫県たつの市新宮町大屋612番地、従前の住所兵庫県姫路市広畑区北野町２丁目１番地ロワイヤル京見橋303号室
破産者　徳真社こと　宮本　幸弘
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１４２７号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目３番８号
破産者　渡邊　勇一
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８５号
札幌市豊平区中の島１条７丁目６番２号　茜マンション５号
破産者　黒川真千子（旧姓東山）
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１号
群馬県藤岡市藤岡16番地
破産者　金井富美子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８６号
神奈川県横浜市西区浅間町２丁目101番地３ライジングビルＹＯＳＨＩＺＡＫＩ502号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市稲荷町12番地24
破産者　中野　　宏
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８９号
埼玉県入間市宮寺2763番地７
破産者　桑原　達成
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１６号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸680番地の１アムールロイヤル　H117号、破産手続開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字神戸825番地の１
破産者　川村　英晴
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市築捨町３丁目90番地　フラッツエポック　202、開始決定時の住民票上の住所岐阜県大垣市外渕２丁目64番地６
破産者　川村　彩子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第７０１号
静岡県焼津市小川2839番地、開始決定時の住所静岡市駿河区用宗３丁目17番12号
破産者　石井　良明
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６号
静岡市葵区羽鳥大門町12番７号
破産者　千頭和昭男
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７号
静岡県沼津市東椎路1435番地の２　大嶽団地Ｂ棟311号、開始決定時の住所静岡県沼津市駿河台10番地の59
破産者　宮下眞理子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１６号
静岡県富士市大淵174番地の97
破産者　橘　　武夫
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３６２号
愛知県小牧市大字本庄2587番地３
破産者　阿部　良一
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０号
長崎県島原市高島２丁目7246番地１　シーサイド高島Ｂ、前住所長崎県諫早市天満町12番23―301号　ビバシティーパークサイド天満
破産者　森山　幸夫
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係